

打合せ記録

決裁	所長	次長	技監	総務課長	用地管理課長	工事課長	都市計画課長	主幹	課僚
年月日	平成21年11月4日(水)								
場所	熱海総合庁舎 2F第2会議室								
用件	盛土対策協議会								
出席者	別紙								
<p>1. 概要</p> <p>がやっている熱海市伊豆山宇赤井谷における大規模盛土工事について、熱海土木事務所、東部農林事務所及び熱海市と協議をした。</p> <p>2. 経過説明 (詳細は添付資料を参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱海市に土採取等規制条件による届出(期限が切れている。) ・熱海市に風致地区条例の変更(工期をH22.4.12まで延長)(土地の形質変更、木竹の伐採) ・H21.3.19 防災工事が未着手の状態で赤井谷に盛土が始まる。→仮設進入路等の整備との回答 ・H21.3.25 熱海市が防災工事の先行を強く要望 ・H21.6.24 東部農林と熱海市が現地調査 ・開発面積1ha超は林地開発許可必要を再度通告。(工法変更の図面作成を指示) ・H21.7.2 東部農林、熱海土木、熱海市及び事業者(氏、氏)と協議 1ha以下で伐採届、小規模林地の届出を行う。 ・H21.7.22及び24 逢初川の濁りを確認。 ・H21.9.14 滋賀現地調査実施。指導舗装破損、付近住民からの苦情及び過積載を(氏)に伝える。 <p>3. 質疑応答</p> <p>所長・・・土採取、風致許可、伐採届の内容について →風致と土採取は同じ書類。伐採届の目的に残土処理と明示、土採取は期限が切れている。</p> <p>用地管理課・・・変更面積が1haを超えているか誰がどのようにして確認するのか。 →H19土砂流出したとき、東部農林が指導し測量を実施した結果、1haを超えていた。H20.8.5東部農林事務所、熱海市が現地調査を実施し、現状復旧(緑化されたこと)を確認。</p> <p>用地管理課・・・防災工事(ロックヒル)を造っていない時点で、行為を停止できなかったのか。 →熱海市まちづくり課、建設課と連携して対応すべきだったかもしれない。</p> <p>工事課・・・台風で土砂が海まで流失した。転圧しないでただ盛っただけの状態でありこれ以上盛土させるのは危険である。(降雨により崩壊してもおかしくない状況) →市、今の会社では難しいのではないか。仮設道路は斜面に復旧させる。</p> <p>工事課・・・下流の堰堤はかなり埋まっているおり、下流河川(逢初川)が埋塞している。</p> <p>用地管理課・・・苗木を植えただけで現状回復といえるか。 →・・・活着の状況もみて判断した、今の写真のようではない。</p> <p>管理係長・・・新たな災害の発生する可能性はあるか。 →工事課・・・大雨が降ると斜面に亀裂が生じ崩壊してもおかしくない。</p> <p>管理・・・災害がもし発生すると行政が責任を問われる。県・市の事業で対応する措置も必要ということはないか。 →工事課・・・会社の責任を追求する。行政が対策する法令がない。河川の埋塞土砂の除去をすることはできる。</p> <p>市建設課・・・変更面積が1haを超えているように見える。県・市で一緒に対応を</p> <p>技監・・・届出内容を履行していないなら、停止できる。明日にでも停止するような気持ちで対応すべき。</p> <p>工事課・・・伊豆山港に土砂の流出の恐れがある。</p> <p>土地利用対策室・・・土砂流出の恐れがあるのなら、止めさせるしかない。</p>									

企画係 ■ 風致地区内行為の許可理由は「土砂の崩落に供する、岩塊による堰堤の築造のためとなっており、実際と一致しないため停止できるのでは。

技監 ■ 改変面積が1haを超えるか、施工、工程など整理したうえで土採取面積を報告させる。

建設課 ■ 県市一緒に面積調査から入っていくほうがよい。

管理係 ■ その場合何を見て、何を調査するか。

所長 ■ 会社は来ることができるか。土採取はされている、業者として今後どうするつもりか提出させる。面積も測らせる。

まちづくり課長 ■ 土採取等規制条件が期限切れのため、勧告→措置命令→停止の対応ができるのでは。

管理係 ■ 危険な状態ならこの手順をふまなくても出来る。停止命令。

所長 ■ 対策もとらせないと、ただ中止させただけでは足りない。

まちづくり課 ■ 対象は ■ と ■ 2社ある。

所長 ■ 相手にするのは ■ ではないのか。工事を止めさせる方向の話になっているがよいか。

盛土をするにあたり、堰堤を造ることを前提に指導をしているが、造っていない説明をもとめてからできないのであれば停止という措置ととる。

用地管理課 ■ 防災施設を岩塊を用いて造ると書いてあるが、岩などない(一部出る)、であるなら停止させられるのでは。

熱海市 ■ 岩は無理と言っている。工法を変更すると言っているが新工法提示はない。

土地利用対策室 ■ 1日に普通でダンプ20~30台、多い時には50台程度で搬入している。

都市計画課 ■ 許可内容と行為が違っている。危険であれば停止が必要。

変更の申請があるまで、とりあえず止めることが法的にできるか。

管理係 ■ 行政指導になる。

都市計画課 ■ 止めないかもしれないが、指導をしないと7条に進めない。

市で検討し対応を考えてもらいたい。

建設課 ■ 整理して、具体的にどのような対応をするか、再度打合せをしたい。

平成21年11月4日

出席者名簿

所属	氏名
熱海土木事務所	
"	
" 都市計画	
" "	
" "	
" 地管理課	
" "	
" "	
工事課	
"	
熱海市産業振興課	
" 農林水産	
" 子育て	
" 土地利用課	
" " "	
" 建設課	
東部農林事務所治山課	

土採取等規制制度の概要

1 目的 (条例第1条)

建築目的の開発行為など、土地の形状変更を伴う行為については、都市計画法、森林法などの法令で、事前に行う手続や守るべき安全基準等が定められています。

しかし、これらの法令の対象とならない小規模な開発行為や建設工事の中には、防災上の配慮を怠ったため災害を生じたり、あるいは跡地を放置し環境破壊を招く事例があります。

このため、これらの行為に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、跡地の緑化等の整備を図るため、土の採取等を行う者に対し必要な規制をすることを目的として、静岡県土採取等規制条例(以下「土採取条例」という。昭和50年10月20日公布 昭和51年4月1日施行)が定められています。

掘削・盛土など「土地の形質変更」に際しては、
「土砂の崩壊、流出等」の災害防止が必要

各種法令の手続きによる「安全対策等の審査」

- ①降った雨を適正に(調整して)排水すること
- ②「切り」「盛り」が適正に行われること…高さ・勾配など

- 森林法(5条森林の造成等) …林地開発許可
- 都市計画法(建築目的での造成等) …開発許可
- その他の法令

●施行場所が林地の場合の林地開発許可との役割分担

行為の面積	根拠法令	法令の定める手続	処理機関
1ヘクタール超	森林法	林地開発許可の申請	県(森林計画室及び農林事務所)、静岡市、浜松市、沼津市、富士市
1ヘクタール未満 (以下)	土採取条例 (森林法)	届出 (伐採届)	市町 (市町)

2 規制の対象となる行為 (条例第2条)

条例の規制対象となる行為は「切土、床掘その他の土地の掘さくを行う行為」と「埋土又は盛土をする行為」となっており、これらの行為により土を採取し他へ搬出する場合のほか、土地の形状を変更する行為を全て含みます。(これらを総称して「土の採取等」といいます。)

従って、ある区域の一部で切土を行い、その残土を使って区域内で盛土を行うような行為も規制の対象となります。

なお、「土とは何か」については明文の規定はありませんが、「土石の総称」であり、適用除外(後述)とされるものを除き全て含まれます。

(3) 措置命令等

ア 措置命令(条例第6条)	・計画変更の勧告に従わないとき ・災害が発生するおそれがあるとき
イ 停止命令(条例第7条)	・措置命令に従わないとき ・災害防止のため緊急の必要があるとき ・無届、届出内容違反があったとき
ウ 跡地にかかる措置命令(条例第9条)	・災害防止のため必要があるとき (完了後2年以内)
エ 跡地の緑化等の勧告(条例第10条)	・跡地周辺の環境の保全のため必要があるとき

(4) 市町により「土地利用指導」に基づく手続が必要な場合があります。

5 届出書類等(条例第3条・規則第2条)

届出に際しては、下記の書類を正副各1部提出

●土の採取等計画届出書…施行規則様式第1号
●添付書類(施行規則第2条第3項)
①土の採取等を行う場所(「採取場所」)の位置と土の運搬経路を示す地図(縮尺1/50,000以上)
②採取場所及び周辺の見取図
③採取場所の実測平面図(土の採取等の計画(「採取計画」)を記載;縮尺1/1,000以上)
④採取場所の実測縦断面図及び実測横断面図(採取計画を記載;縮尺1/500以上)
⑤採取場所の求積図(縮尺1/500以上)及び土量計算書
⑥採取場所及び隣接地の公図の写し
⑦採取場所で土の採取等を行うことの権原を証する書面
⑧土の採取等に係る跡地の整備計画平面図(縮尺1/1,000以上)
⑨その他知事が必要と認める書類

重 要

●土の採取等に関する技術基準

土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、跡地の緑化等の整備を図るために、土の採取等に関する技術基準(「技術基準」)が定められています。

基準に適合しない計画については、「計画変更の勧告」や「措置命令」を行います。

●標識の掲示

土採取条例の届出を行った残土処分場などには、氏名(名称)や届出書受理年月日などを記載した標識を掲示することになっています。

参考 違反案件への対応

【具体事例】

○概要

- ・施行面積1ヘクタール未満（市町権限）として正式に届出がなされた「残土処分場」が、当初計画とは異なる形態で事業が進められ、かつ面積が拡大してしまった。
- ・町では届出者である東京の業者と現場管理を行っている静岡県内の業者に対して再三是正の行政指導を行ったが、互いに被害者である旨を主張し、適切な対応がとられなかった。このような状態の中で、隣接地への土砂流出が発生した。
- ・当初の届出から1年半あと、県（土地対策室）に対して是正についての協力依頼があった。

○権限の問題

- ・正式に届出がなされ、（当然に）当初は1ヘクタール未満であり市町権限の案件であったものが、違反の中で1ヘクタール以上となった場合、処理権限（責任）はどうなるのか。
（現地は5条森林であったため、面積が1ヘクタール以上（超）となると、土採取条例での県案件となるほか、森林法の林地開発案件にも該当。）

○法律相談の結果

- ・当初1ヘクタール未満で市町村案件であったものが、（違反の中で）1ヘクタール以上（超）となった場合でも、当初の市町権限はそのまま継続し、これに県の権限がオーバーラップすることになる。市町と県の両方が権限を有することになる。
- ・この場合において、市町の対応が第一優先とはなるだろうが、市町が適切な処理を行わなかった場合、県は県独自の責任と判断において対応を行う義務があり、（当初の責任は市町であったとして）適切な対応を行わなかった場合は問題となる。

○具体的な処理経過

- ・町と県の関係課で事前調整のうえ、町の行う立入調査に県が参加するという形式により処理を開始した。
- ・区域及び面積を確定のうえ、関係する2業者へ事情聴き取りを連絡した。
（東京の業者からは返答なし。県内業者は聴き取りに応じた。）
- ・弁明の機会付与のうえ、2業者に停止及び安全措置の実施を命令した。

●具体事例からの教訓

○とにかく初期対応が大切…すぐに現場を確認すること

- ①手続きの説明、 ②作業中止の指導、 ③指導に従わない場合には、法・条例に基づく行政処分

○指導等は文書で行うことが基本

○権限を持っている者は、責任を有していることを認識することが大切

- …法令に基づく適切な対応を行わないことは（直ちに）問題となる。

○静岡県土採取等規制条例〔抜粋〕

第5条 知事は、第3条第1項若しくは第3項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土の採取等の計画の全部又は一部の変更を勧告することができる。

(措置命令)

第6条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行つており、かつ、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行つていない者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第7条 知事は、土の採取等を行つている者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行つていない者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号までに掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行つていない者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土の採取等を行う者に対し、当該土の採取等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土の採取等を行う者の事務所、土の採取等を行う場所その他その業務を行う場所に立ち入り、土の採取等の状況を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第16条 第6条又は第7条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第17条 第3条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第9条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第18条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条の規定による標識の提示をしなかつた者
- (3) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第13条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者